

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) 内容案

	補助犬の種別：
	狂犬病予防法にもとづく 登録番号：
	マイクロチップ番号 (使用の場合のみ) :
	愛称：
	品種： 性別：
生年月日： 年 月 日	
使用開始年月日： 年 月 日	
毛色：	
毛質：	
毛色・毛質以外の外貌標徴：	

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

身体障害者補助犬使用者

氏名： 性別：

生年月日： 年 月 日

住所：

電話番号：

ファクシミリ番号：

電子メールアドレス：

上記以外の連絡先：

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」

(1) ガイドライン策定の目的

身体障害者補助犬の使用にあたり、当該犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図るとともに、公衆衛生上の危害の発生防止のため、犬を清潔に保ち、他者に不快感を与えないこと、および人と動物の共通の感染症を予防することを目的として本ガイドラインを設定する。

(2) ガイドラインの概略

ここに策定した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、補助犬の衛生確保のための実践的作業に参画する主体を主に補助犬の利用者と獣医師とし、各々により実施される健康管理について、具体的な内容の提言を行ったものである。

さらに、本ガイドラインは、利用者による健康管理、獣医師による健康管理とともに、犬の健康状態の観察あるいは健康診断的な作業と衛生確保のための予防措置的な作業の2つに分け、それぞれについて記載を行っている。

すなわち、利用者により実施される作業は、“健康状態の観察”および“被毛等の管理”とし、獣医師により実施される作業は“健康診断”と“予防接種およびその他の疾病予防措置等”とした。

また、これらの4項目に加え、補助犬利用者と獣医師間の連絡の一方法とすること、および補助犬の衛生確保のための諸作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるための一方法とすることを目的として、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成を試み、その活用を推奨した。

なお、身体障害者補助犬の使用者は、犬に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その飼養に際して感染の可能性を考慮し、常に自らの健康管理に留意するとともに、他者への感染の防止にも努める必要がある。

以上のガイドラインの概略について、“図1 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の概念”に要約して示した。

(3) 使用者による健康状態の観察

身体障害者補助犬の使用者は、自らが飼養および利用する犬の健康状態について絶えず観察を行い、異常の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかに獣医師による診断を受けるものとする。

使用者により実施される健康状態の観察項目は、別紙「身体障害者補助犬健康チェック項目」に記載の一般状態および体重の測定とする。

また、実施頻度は、一般状態の観察は原則として1日1回、体重の測定は1か月に1回とする。

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)の作成

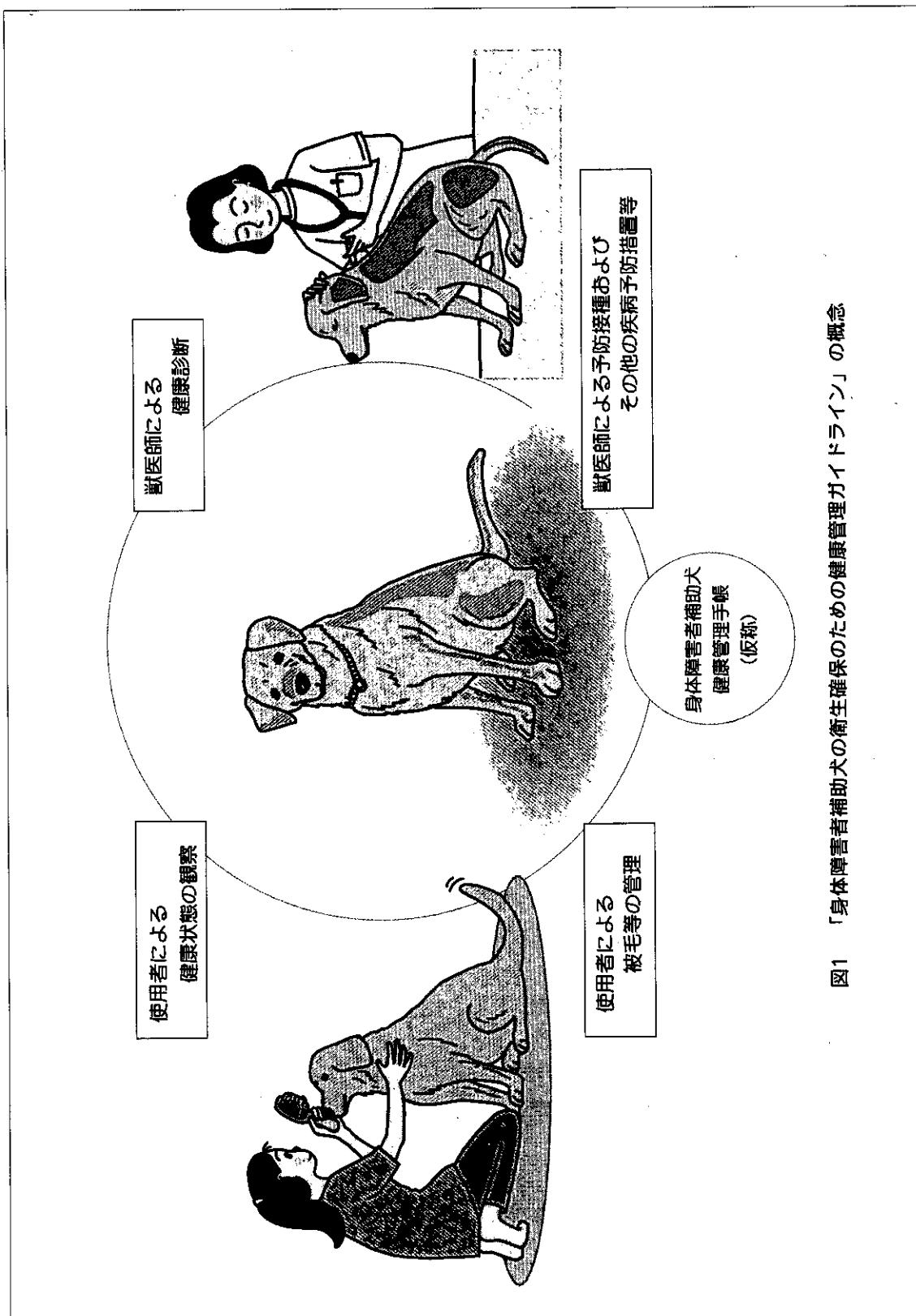


図1 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の概念

身体障害者補助犬健康チェック項目

ご自身でチェックできない項目については、どなたかにお願いしてください

- ☆ 元気はありますか？
- ☆ 太ったり、痩せたりしてきていませんか？
- ☆ 食欲はありますか？
- ☆ 食べ物の好みが変わってきていませんか？
- ☆ 座り方に異常はありませんか（変な座り方をしていませんか）？
- ☆ 歩き方に異常はありませんか（変な歩き方をしていませんか）？
- ☆ 視覚は正常であると思われますか？
- ☆ 聴覚は正常であると思われますか？
- ☆ その他の感覚は正常であると思われますか？
- ☆ 皮膚の状態に異常はありませんか？ 傷や腫れ、赤みなどはありませんか？
- ☆ 被毛の状態に異常はありませんか？ 脱毛やツヤが悪いことはありませんか？
- ☆ ノミやダニがついていませんか？
- ☆ 口の周りは汚れていませんか？ よだれや歯石などはありませんか？
- ☆ 口の臭いは気になりませんか？
- ☆ 鼻の周りは汚れていませんか？ 鼻汁などはありませんか？
- ☆ 目の周りは汚れていませんか？ 眼やなどはありませんか？
- ☆ 耳は汚れていませんか？ 耳あかなどはありませんか？
- ☆ 耳の臭いは気になりませんか？
- ☆ 頭をよく振っていますか？
- ☆ お尻の周りは汚れていませんか？ 粪便や発情出血などがついていませんか？
- ☆ お尻の周りの臭いは気になりませんか？
- ☆ 床にお尻を擦りつけるような動作をしませんか？
- ☆ 爪は伸びすぎていませんか？
- ☆ 呼吸が苦しそうなことはありませんか？
- ☆ 咳やくしゃみをしていませんか？
- ☆ 運動を嫌がるようになってきていませんか？
- ☆ 粪便と尿は普段と変わりなく排泄されていますか？ 粪便と尿の色や排泄回数、排泄場所は変わりありませんか？

異常を見つけたり、何か心配なことがある場合には獣医師に相談しましょう

(4) 使用者による被毛等の管理

身体障害者補助犬の使用者は、自らが飼養および利用する犬の被毛等について、適切な管理を行う必要がある。

使用者により実施される被毛等の管理の実施項目および実施頻度は、以下のとおりとする。

1) 整毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なブラシおよび櫛等を選択し、それによる整毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1日ないしは数日に1回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、とくに換毛期等には適宜頻度を増すようとする。

2) 皮膚および被毛の洗浄

当該犬の皮膚ならびに被毛の性状等にもとづいて、適切なシャンプー製品とリンス製品を選択し、それによる皮膚および被毛の洗浄を実施する。

実施頻度は、数週間に1回、ないしは1~2か月に1回程度とする。

3) 剪毛

当該犬の被毛の性状、長さ等にもとづいて、適切なはさみ等を選択し、それによる剪毛を実施する。

実施頻度は、基本的には1年に1~2回とする。ただし、各々の犬の状態にもとづき、必要に応じて適宜頻度を増すようとする。

4) 爪切り

爪が過度に伸張した場合には、爪切りを行う。

実施の時期は、各々の犬の状態によるが、一般的には起立時に四肢の爪が床面に接触し始めたときを目安とする。

(5) 獣医師による健康診断

身体障害者補助犬の飼養および利用にあたっては、犬の衛生を確保するため、小動物臨床に従事する獣医師による健康診断を定期的に実施し、衛生管理の啓発と疾病の早期発見に努め、何らかの異常が発見された場合には速やかな対応を行わなければならない。

健康診断は、個体識別の後、まず、一次検査として一般的な諸検査を行い、それによって異常が疑われた場合には、二次検査を実施する。また、一次検査および二次検査において異常が認められた例に対しては、必要に応じて各々の場合に適した精密検査を適宜に実施する(図2)。

獣医師による健康診断の実施頻度は、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診および体温、脈拍数、呼吸数の計測については1年に2回以上、血液学的検査ならびに糞便検査については1年に1回以上実施するものとする。また、二次検査および精密検査は、個々の例に応じ

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

て適切な頻度で実施する。

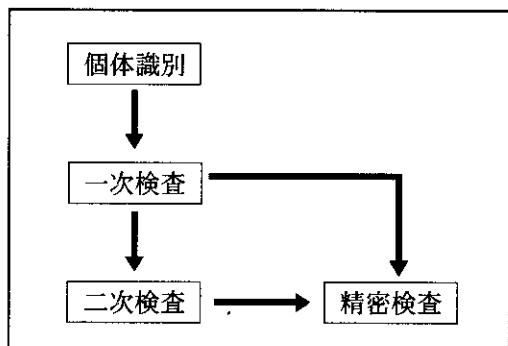


図2 獣医師による健康診断の流れ

【個体識別】

身体障害者補助犬の個体識別は、「身体障害者補助犬法案」第12条に規定されている「厚生省令で定める表示」を確認することにより実施する。

さらに、当該犬の品種、性別、毛質、毛色、その他の外貌上の標徴を動物診療施設の診療記録簿に詳細に記載し、次回以降はその記載および「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)における記載と併せて個体識別を行う。

また、マイクロチップを装着している場合には、それを利用する望ましい。

【一次検査】

一次検査の実施項目は以下のとおりとする。

1) 問診

補助犬の飼い主から当該犬の一般状態等を聴取し、とくに前回の健康診断以降の異常の有無について調査する。

この際、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称)を活用する。

2) 視診

補助犬の全身について視診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、元気の有無、体格、食欲、栄養状態、姿勢、歩様、感覚の状態、被毛の状態、天然孔の異常の有無等とする。

3) 觸診

補助犬の全身について触診を行い、異常の有無を観察する。

観察項目は、皮膚および被毛、体表リンパ節、関節、指趾端の状態等とする。

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

4) 打診

補助犬の主に胸部および腹部において指々打診を行い、異常の有無を観察する。
すなわち、打診部位を手指により叩打し、その際の振動音、すなわち打診音を聴取する。

5) 聴診

補助犬の主として胸部および腹部の聴診を行い、異常の有無を観察する。
聴診の主たる対象は以下の各項目とする。

(1) 心臓

心拍動のリズムの変化、心内雜音の有無、心膜の摩擦音の有無等

(2) 呼吸器系

喉頭、気管、気管支および肺胞から発する音、胸膜の摩擦音等

(3) 消化器系

消化管の蠕動音等

6) 体温、脈拍数、呼吸数の計測

補助犬の体温、脈拍数、呼吸数の計測を行い、一般的正常値からの逸脱の有無を検討する。

7) 血液学的検査

実施が推奨される血液学的検査項目は、以下のとおりとする。

(1) 赤血球数 または ヘマトクリット値

(2) 白血球数

(3) 犬糸状虫ミクロフィラリア

8) 粪便検査

実施が推奨される糞便検査項目は、以下のとおりとする。

(1) 理学的性状

糞便量、色調、水分含有量（下痢の有無）、臭氣、未消化物および異物等の混在の有無

(2) 寄生虫学的検査

原虫の栄養型、シスト、オーシスト、蠕虫卵、幼虫、成虫、条虫の片節

【二次検査】

一次検査により異常が疑われた場合には、以下の検査を実施する。

1) 血液生化学的検査

実施が推奨される血液生化学的検査項目は、以下のとおりとする。

(1) グルコース

(2) 尿素窒素

(3) 総蛋白

(4) アラニンアミノトランスフェラーゼ(グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ)

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

- (5) 犬糸状虫成虫循環抗原
- (6) 抗レプトスピラ抗体

2) 尿検査

実施が推奨される尿検査項目は、以下のとおりとする。

- (1) 理学的性状

尿量、色調、混濁度、濃度、粘稠性、臭気、比重、pH

- (2) 化学的性状

糖質、蛋白質、血色素（潜血）、ウロビリノゲン、ケトン体、亜硝酸塩

3) 粪便検査

下痢、血便等が認められた場合には、糞便の細菌検査等を実施する。

【精密検査】

一次検査および二次検査により異常が疑われた場合には、必要に応じてさらに種々の精密検査を実施する。

精密検査の実施項目は、個々の例に応じて適宜に選択する。

(6) 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等

身体障害者補助犬の衛生確保のため、予防接種を定期的に実施することは必須であり、加えてその他の疾病予防措置等を講ずることが望ましい。

【実施すべき予防接種】

身体障害者補助犬への接種を行うべきワクチンは、以下のものとする。
これらのワクチンの接種頻度は、1年1回とする。

1) 狂犬病ワクチン

2) 犬レプトスピラ病ワクチン

3) 犬パルボウイルス感染症ワクチン

【実施が望まれる疾病予防措置】

身体障害者補助犬に対して、少なくとも以下の疾病予防措置を講ずることを推奨する。

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

1) 犬糸状虫症の予防（犬糸状虫成虫寄生予防薬の投与）

犬糸状虫症予防薬を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

2) ノミおよびマダニの寄生予防

ノミおよびマダニの駆除薬、とくに残効性が高い薬剤を適宜に選択し、その薬剤の用法にもとづいて適切な投与を実施する。

【避妊および去勢処置】

発情期における問題行動の発生、および発情期にある他の犬から問題行動を受ける可能性があると想定される例においては、避妊手術あるいは去勢手術の実施、または発情回避のための薬物のインプランテーションを行うことを推奨する。

(7) 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成とその活用

身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理の記録およびその証明のため、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) を作成し、活用することが望まれる。

1) 作成および配布

本ガイドラインでは、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) を作成し、身体障害者補助犬の使用者に配布することを推奨する。

「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の内容としては、別項（7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成) の記載を提案する。

2) 補助犬使用者による管理および保持

身体障害者補助犬の飼養者および利用者は、「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) を管理および保持するものとする。また、自らが行う健康状態の観察ならびに被毛等の管理の記録を「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) に記載する。

3) 獣医師による記録

身体障害者補助犬の健康診断を実施し、あるいは予防接種その他の疾病予防措置等を施した獣医師は、その記録および診療機関名、獣医師氏名を「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) に記載し、捺印する。

4) 第三者への提示

身体障害者補助犬の使用者は、当該犬を利用する際には「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) を絶えず携行し、国等の機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に同伴するにあたっては、それを提示、また、提示が求められた場合にはそれに応ずることが望ましい。

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

身体障害者補助犬使用者による健康管理記録

(異常所見等、特記事項のみ記入)

年月日	特記事項（具体的に）

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

身体障害者補助犬使用者による体重測定記録

7. 「身体障害者補助犬健康管理手帳」(仮称) の作成

獣医師による健康管理の記録

年　月　日

健康診断・処理内容

診療機関住所・名称・獣医師氏名

印

8. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の啓発

(1) ガイドライン啓発の目的

身体障害者補助犬法の施行により身体障害者補助犬が広く社会に受け入れられ、それにともない、不特定多数の人が利用する諸施設に身体障害者補助犬が立ち入り、不特定多数の人間と直接的あるいは間接的に接触するようになることが予期される。

この際の公衆衛生の確保を目的として、本研究では「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を策定した。ただし、本ガイドラインは、身体障害者補助犬の使用者に対して、その使用にあたって実施すべき健康管理を推奨したものであり、広く社会一般に衛生確保の方策を示すものではない。

身体障害者補助犬についてその衛生が十分に確保されていることは、諸施設の利用に際し、当該犬の使用者が「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を提示するなどの措置を講ずることにより証明できると考えるが、加えて広く社会一般に対して、身体障害者補助犬の衛生管理が適切に行われるためのガイドラインの概略を示すことも重要であり、それにより身体障害者補助犬の衛生に関する理解が得られると思われる。

すなわち、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の啓発活動を行うことが望まれ、その方略について若干の検討を実施した。

(2) 啓発方法に関する検討

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を広く社会に啓発し、補助犬の衛生確保を適正に実施していくために、啓発活動として小冊子の発行とシンポジウムの開催を推奨する。

1) 小冊子の発行

本研究班の報告として取りまとめた内容、とくに「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」を補助犬使用者および関係者のみならず、社会一般に広く知らしめるため、小冊子として取りまとめ、配布することを推奨する。

なお、その内容は、専門家以外の者が容易に理解できるように平易に記述するものとする。

小冊子の内容案を以下のページに併載した。

2) シンポジウムの開催

本研究班の研究成果を広く公表するため、身体障害者補助犬の衛生確保に関するシンポジウムを開催することが望まれる。

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」啓発用小冊子 内容案

《身体障害者補助犬とは》

盲導犬、介助犬、聴導犬を合わせて身体障害者補助犬といいます。

《身体障害者補助犬法とは》

身体障害者補助犬の育成者と使用者の義務を定めるとともに、国等が管理する施設や公共交通機関等に身体障害者補助犬を同伴できるようにし、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与するために作られた法律です。

この法律では、国等の機関、公共交通機関のほか、不特定多数の者が利用する施設（ホテル、レストラン等）への補助犬の同伴が認められていますが、これにともなって、「身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないよう努めなければならない。」と規定されています。

《身体障害者補助犬の衛生確保の必要性》

身体障害者補助犬の使用にあたっては、その犬の健康を維持し、犬の生活の質（Quality of Life）を高めなければならないのはもちろんですが、使用者以外の人に迷惑を及ぼさないようにすることも大切です。

すなわち、他の人に不快感を与えないように、犬を清潔に保たなければなりません。また、万一にも、犬から人に病気がうつることのないように、病気の予防についても十分な配慮が必要です。

このために、「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」が作成されています。身体障害者補助犬は、このガイドラインにしたがって健康管理が行われることが望されます。

ガイドラインは、身体障害者補助犬の衛生確保のために、以下のような健康管理を推奨しています。

《「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」とは》

「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」は、補助犬の衛生確保のために行うべき作業の内容を定めたものです。

ここでは、その作業を行う人として、

- (1) 補助犬の使用者
- (2) 獣医師

の2者をあげています。補助犬の使用者が衛生管理の中心になるべきなのはもちろんですが、より専門的な方法で衛生を確保していくためには、獣医師の協力が不可欠です。

また、補助犬の使用者が行う作業と獣医師が行う作業はそれぞれ、

- (1) 犬の健康状態の観察あるいは病気の診断に関する作業
- (2) 衛生確保のための予防的な作業

に分けられています。

すなわち、このガイドラインで推奨される作業は、

- (1) 補助犬使用者による健康状態の観察
- (2) 補助犬使用者による被毛等の管理
- (3) 獣医師による健康診断
- (4) 獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等

となっています。

また、これらの4つの大きな作業に加え、

- (1) 補助犬利用者と獣医師間の連絡のため
- (2) 補助犬の衛生確保のための作業の結果を記録し、その有用性が広く社会に受け入れられるため

「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成を試み、その活用を推奨しています。

《補助犬使用者による健康状態の観察》

動物の病気は、その飼養者が発見に努めることが重要です。したがって、身体障害者補助犬の使用者は、自身が使用する犬の健康状態について常に観察を行い、異常の早期発見に努め、もし異常が発見された場合には速やかに獣医師による診断を受けるようにしなければなりません。

使用者は、別に定められている「身体障害者補助犬健康チェック項目」にしたがって犬の健康状態の観察を毎日行い、さらに、体重の測定を1か月に1回の割合で実施することが推奨されています。

《補助犬使用者による被毛等の管理》

身体障害者補助犬は、不特定多数の人と接触することが多くなっています。そのため、身体障害者補助犬は常に清潔に保ち、他の人に不快感を与えないようにすべきです。また、爪が長くなりすぎて、建物の床を傷つけたりしないような配慮も求められます。こうした目的のため、補助犬の使用者は、自身が使用する犬の被毛等について、適切な管理を行う必要があります。

使用者は、以下にあげる管理を行うことが推奨されています。

8. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の啓発

1) 整毛

ブラシや櫛等を用いて整毛を行います。頻度は、基本的には1日ないしは数日に1回とすることが望されます。

2) 皮膚および被毛の洗浄

シャンプー製品やリンス製品を用いて皮膚と被毛の洗浄を行います。頻度は、数週間ないしは1-2か月に1回程度とすることが望されます。

3) 剪毛

はさみ等を用いて剪毛（毛刈り）を行います。頻度は、基本的には1年に1-2回とすることが望されます。

4) 爪切り

爪切り用具を用いて爪切りを行います。その時期は、爪が伸びたときですが、犬が起立したときに四肢の爪が床面に接触し始めたときを目安とします。

《獣医師による健康診断》

身体障害者補助犬の衛生管理を適切に行うためには、獣医師の協力が不可欠です。

ガイドラインでは、小動物臨床に従事する獣医師による健康診断が定期的に実施されることを推奨しています。これによって、使用者に対する衛生管理の啓発が徹底するとともに、病気につかっている場合には早期発見、早期治療が可能となります。

獣医師による健康診断は、一般的な検査を一次検査とし、それによって異常が疑われた場合には、さらに二次検査を実施します。また、一次検査と二次検査で異常が認められた犬に対しては、必要に応じて各々の場合に適した精密検査を実施します。

獣医師による健康診断の実施頻度は、一次検査のうち、問診、視診、触診、打診、聴診と体温、脈拍数、呼吸数の計測は1年に2回以上、血液学的検査と糞便検査は1年に1回以上実施することが望れます。二次検査と精密検査は、必要に応じて実施します。

【一次検査】

一次検査の実施項目は以下のとおりとします。

1) 問診

補助犬の飼い主から犬の一般的な状態等を聞き取り、とくに前回の健康診断以降に異常がなかったか調べます。このとき、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を活用します。

2) 視診

補助犬の全身について視診を行い、異常の有無を観察します。

観察項目は、元気の有無、体格、食欲、栄養状態、姿勢、歩様、感覚の状態、被毛の状態、天然孔の異常の有無等とします。

3) 触診

補助犬の全身について触診を行い、異常の有無を観察します。

観察項目は、皮膚および被毛、体表リンパ節、関節、指趾端の状態等とします。

4) 打診

補助犬の主に胸部および腹部について打診を行い、異常の有無を観察します。

5) 聴診

補助犬の主に胸部および腹部について聴診を行い、異常の有無を観察します。

聴診の主な対象は以下のとおりとします。

- (1) 心臓（心拍動のリズムの変化、心内雜音の有無、心膜の摩擦音の有無等）
- (2) 呼吸器系（喉頭、気管、気管支および肺胞から発する音、胸膜の摩擦音等）
- (3) 消化器系（消化管の蠕動音等）

6) 体温、脈拍数、呼吸数の計測

補助犬の体温、脈拍数、呼吸数の計測を行い、一般的正常値からの外れていないか検討します。

7) 血液学的検査

血液学的検査は、以下の項目について実施することが望されます。

- (1) 赤血球数 または ヘマトクリット値
- (2) 白血球数
- (3) 犬糸状虫ミクロフィラリア

8) 粪便検査

糞便検査は、以下の項目について実施することが望されます。

- (1) 理学的性状（糞便量、色調、水分含有量（下痢の有無）、臭気、未消化物および異物等の混在の有無）
- (2) 寄生虫学的検査（原虫の栄養型、シスト、オーシスト、蠕虫卵、幼虫、成虫、条虫の片節）

【二次検査】

一次検査により異常が疑われた場合には、以下の検査を実施します。

1) 血液生化学的検査

血液生化学的検査は、以下の項目について実施することが望されます。

8. 「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」の啓発

- (1) グルコース
- (2) 尿素窒素
- (3) 総蛋白
- (4) アラニンアミノトランスフェラーゼ(グルタミン酸ピルビン酸トランスアミナーゼ)
- (5) 犬糸状虫成虫循環抗原
- (6) 抗レプトスピラ抗体

2) 尿検査

尿検査は、以下の項目について実施することが望れます。

- (1) 理学的性状（尿量、色調、混濁度、濃度、粘稠性、臭気、比重、pH）
- (2) 化学的性状（糖質、蛋白質、血色素（潜血）、ウロビリノゲン、ケトン体、亜硝酸塩）

3) 粪便検査

下痢、血便等が認められた場合には、糞便の細菌検査等を実施することが望れます。

【精密検査】

一次検査および二次検査により異常が疑われた場合には、必要に応じてさらに種々の精密検査を実施することが望れます。

精密検査の実施項目は、個々の例に応じて選択します。

《獣医師による予防接種およびその他の疾病予防措置等》

身体障害者補助犬の衛生確保のため、予防接種を定期的に実施することが必須です。また、その他の疾病についても、必要に応じて予防を行うことが推奨されています。

【実施すべき予防接種】

身体障害者補助犬への接種を行うべきワクチンは以下のものとし、その接種頻度は1年1回とします。

- 1) 狂犬病ワクチン
- 2) 犬レプトスピラ病ワクチン
- 3) 犬パルボウイルス感染症ワクチン

【実施が望まれる疾病予防措置】

身体障害者補助犬に対して、少なくとも以下の疾病予防を行うことが望されます。

1) 犬糸状虫症の予防（犬糸状虫成虫寄生予防薬の投与）

2) ノミおよびマダニの寄生予防

【避妊および去勢処置】

発情期に問題行動を示したり、発情状態になっている他の犬から問題行動を受ける可能性があると思われる場合には、前もって避妊手術あるいは去勢手術の実施、または発情回避のための薬物のインプランテーション（埋没）を行うことが望されます。

《「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）の作成とその活用》

身体障害者補助犬の衛生管理の記録し、衛生管理を行っていることを証明するため、「身体障害者補助犬健康管理手帳」を作成し、活用することが推奨されています。

1) 管理と保持

身体障害者補助犬の使用者は、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を管理し、保持することが望れます。また、自分で行う健康状態の観察ならびに被毛等の管理について、異常があった場合には「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）に記録します。

3) 獣医師による記録

身体障害者補助犬の健康診断を実施したり、予防接種その他の疾病予防措置等を行った獣医師は、その記録および診療機関名、獣医師氏名を「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）に記載し、捺印します。

4) 提示

身体障害者補助犬の使用者は、その犬を使用する場合、「身体障害者補助犬健康管理手帳」（仮称）を絶えず携行し、国等の機関、公共交通機関および不特定多数の者が利用する施設に同伴する際には手帳を提示したり、または、提示が求められた場合にはそれに応ずることが望されます。